

平成26年塩尻市議会12月定例会

経済建設委員会会議録

○日 時 平成26年12月12日（金） 午前10時

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第12号 塩尻市広丘駅周辺駐車場条例

議案第17号 中央本線みどり湖駅構内第1上西条こ線橋外3橋補修及び耐震補強工事委託に関する施行協定の変更について

議案第18号 市道路線の廃止及び認定について

議案第26号 損害賠償の額の決定について

議案第19号 平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第4号）中 歳出4款衛生費中2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費（1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費

議案第22号 平成26年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第23号 平成26年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第24号 平成26年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第25号 平成26年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

陳情12月第3号 耐震診断・耐震改修に関する陳情

陳情12月第7号 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る陳情

○出席委員・議員

委員長	青木	博文	君	副委員長	西條	富雄	君
委員	金子	勝寿	君	委員	牧野	直樹	君
委員	永井	泰仁	君	委員	中村	努	君
委員	丸山	寿子	君				
議長	五味	東条	君				

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

午前 9時58分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。全員出席のようでございますので、それでは、ただいまから12月定例会経済建設委員会を開会いたします。本日の委員会は委員全員が出席しております。この際申し上げます。審査に関する発言につきましては、委員、職員とも全てマイクを御使用いただくようお願いいたします。

ここで、11月1日付人事異動によりまして異動されました課長級以上の職員の皆さんの自己紹介をお願いします。

[職員自己紹介]

○委員長 よろしく申し上げます。それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。委員会を開催していただきましてありがとうございます。御提案をいたしました案件につきまして、よろしく御審査をいただきますようお願いを申し上げて開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、別紙付託案件表のとおりであります。詳細の日程については西條副委員長から申し上げます。

○副委員長 それでは、説明させていただきます。当委員会に審査を行いますのは、議案9件、陳情2件であります。当委員会終了後、信州Fパワープロジェクトの現地視察を予定しております。委員会終了後、庁舎南側正面玄関に御集合をお願いします。また、午後5時45分から広丘駅前安喜センターにおいて懇親会を開催します。5時45分までに会場にお集まりいただくか、バスで行かれる方は5時半に庁舎南側に、正面玄関にお集まりいただきますようによろしくをお願いいたします。以上です。

○委員長 よろしくをお願いいたします。それでは、ただいまから議案審査を行います。なお、発言に際しては、議事の円滑な進行のため委員長の指名を受けた者のみの発言とします。議事進行への御協力をお願いいたします。また、議案の審査案件に関係のない職員の退席を認めます。それでは、審査に入ります。

議案第12号 塩尻市広丘駅周辺駐車場条例

○委員長 議案第12号塩尻市広丘駅周辺駐車場条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○まちづくり推進課長 それでは、議案関係資料の37ページをお願いいたします。塩尻市広丘駅周辺駐車場条例につきまして御説明いたします。また、さきに平面図を配付させていただいておりますので、参考にさせていただきたいと思います。1の提案理由でございますが、通勤または通学する市民の利便性の確保、公共交通機関の利用の促進、道路交通の円滑化及び駐車場の便宜を図るため、塩尻市広丘駅周辺駐車場を設置することに伴いまして新たな条例を制定するものでございます。2の概要でございます。塩尻市広丘駅周辺駐車場の設置、管理等について必要な事項を定めるものでございます。下の欄の参考でございますが、塩尻市広丘駅東口駐車場の概要でございます。面積でございますが、2,600平米、駐車台数は71台でございます。本駐車場につきましては、

11月5日の市街地活性化特別委員会、また11月17日の議員全員協議会でこの御説明をさせていただいております。駐車場への出入りについて状況が変わってまいりましたので、この場をお借りいたしまして説明させていただきますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長 はい、よろしいです。

○まちづくり推進課長 それでは、お手元に配りました平面図を見ていただきたいと思います。以前の資料でございます。上が広丘駅、下が国道19号、右が松本方面、左が高出方面でございます。駐車場につきましては、国道に接しております出入り口がございます。また、駅前ロータリーのところには、出口となっているものがございます。この国道を松本方面から来た場合に、本駐車場を利用する際、国道に設置されております既設の右折レーンを利用するものとしておりましたが、長野国道工事事務所と長野県公安委員会より、国道内において待機車両への追突や対向車との正面衝突などの事故が危惧されるため、右折レーンを廃止し、松本方面からの駐車場への進入につきましては、駅前ロータリーからとする旨の指導がありましたので、当初、駅前ロータリーでは、駐車場利用者は出口だけの設置として図面にも描いてございますが、この出口のところを同一の通路を利用して相互に通行する出口と入り口に変更するものでございます。この駐車場につきましては、パーク&ライド駐車場として通勤者が利用し、朝は駐車場への進入が主でありまして、同一時間帯に出る車両はほぼないものと思われ、出入り口での混乱は起きないものと想定いたします。以上でございます。

引き続き議案第12号をお願いいたします。議案第12号塩尻市広丘駅周辺駐車場条例でございますが、基本は大門駐車場条例をもとにしてつくられておるものでございます。第1条、趣旨ですが、塩尻市広丘駅周辺駐車場の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものでございます。第2条、設置につきまして、名称は塩尻市広丘駅東口駐車場でございます。第3条の定義でございますが、大門と違っているところでございますが、(2)の前納駐車券でございますが、こちらについてはプリペイドカードでございます。第5条の自動車の種別でございます。長さにつきましては5.6メートル、幅は2メートル、高さ2.4メートル以内のものに限るとしてございます。大門駐車場につきましては、長さは5.1メートル、高さにつきましては2.1メートルでございまして、立体駐車場でございますので高さ等が違っている、こういう状況でございます。この高さについて、広丘駅広場の出入り口のシェルターの下は建築高が2.5メートルとなっているもので、結果2.4メートルに設定してございます。

2ページをお願いいたします。第9条、長期駐車禁止でございますが、定期駐車券による場合を除き1回の使用につき7日を超えて使用してはならない。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでないとしてございます。この駐車場につきましては、通勤者が主に利用する駐車場でございます。通勤者が1週間連続して駐車することはあまり考えられないため、他の自治体と同様に上限を7日と設定したものでございます。また、この駐車場は国道沿いでございまして、目立つ駐車場でございますので、自動車の放置、投棄を避けるため、長期駐車を禁止しているものでございます。また、長期駐車に対しましては、塩尻市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例に基づきまして対処していきたいと思っております。第10条、使用料でございますが、3ページの右下のとおりでございまして、別表でございます。区分、一般駐車から特別駐車券による駐車まで、ごらんの使用料となっております。注意点といたしまして、定期駐車券につきましては、駐車位置を固定しないものであります。ただし満車の場合については、入場できなくなるものでございます。

それでは、議案関係資料へお戻りいただきたいと思います。3の条例の施行等でございますが、平成27年4月1日から施行するものでございます。この間に広報、ホームページ、広丘駅の自由通路の掲示板等で市民への周知を図ってまいりたいと思います。以上でございます。よろしく御審議願います。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○永井泰仁委員 松本方向から来て右のほうへ曲がるのは、公安との協議で難しいということで取り消しになりましたが、北側のところが今度は出入り口になりますが、これにかかわる工事費は変わらないのか、それから案内標識をしっかりと出さないと、出入り口ですから、その辺の配慮はどうなっていますか。

○委員長 答弁を求めます。

○まちづくり推進課長 それでは、そのロータリーの出口のところ、入り口と出口になるということで、入り口の機械を設置しなければごさいませんので、今見積もりをとっている段階でございますけれども、100万から200万円くらい増嵩になるというふうに考えております。また、安全面につきましては、確定してございませんが、回転灯とかですね、進入車あり、出口車両ありというような表示をしていく等、今考えているような状況でございます。以上でございます。

○永井泰仁委員 それから駐車、これができてから、いろいろなものの責は市は負わないという立場でかと思えますけれども、トラブルや何かのあったときの連絡先というか、窓口は、どこが窓口になりますか。

○まちづくり推進課長 まず、通常的な管理の関係でございますが、新年度予算にこれから上げていくわけなんですけれども、ここを一体的に管理する業者に委託すると。その中で細かなトラブルは、その管理者のほうで対応していただく形になります。ただし、大きな問題等につきましては、まちづくり推進課が対応していく形になります。よろしく願いいたします。

○永井泰仁委員 それじゃあ、もう1点だけ。これから冬期になって雪が降ったときにね、駅前のロータリーとか、これから今度は市がかかわっているこういう駐車場ができると、除雪をね、早めに、こういうところですからやってもらうということが大事になってくると思うんですが、この辺は建設課のほうとか、業者のほうとの連携はとったり、きちっと真っ先、こういうところをやるような、そういう指示は出していますか。

○まちづくり推進課長 これからの形になりますので、建設課とは連携をとりながら除雪に対して実施していきたいと思しますのでよろしく願いいたします。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。

○丸山寿子委員 駐車場の出口がロータリーのほうにできるということで、利便性の点でいいと思うんですが、夕方などの迎えの時間帯に、信号機からもう詰まるくらい車が殺到してしまうようなことがありますので、この出入り口がきちんと出られるように、またロータリーが本当に横幅が狭いロータリーですので、その辺について表示をうまくしていただきたいと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○まちづくり推進課長 それにつきましては、対応していきたいと思しますのでよろしく願いいたします。

○丸山寿子委員 それからですね、大門駐車場のほうを基本にしているということですが、料金を払うときに、大門のほうも高額紙幣でなくて千円札での対応までとなっていると思うんですが、その辺ですね、大門駐車場の場合も、うっかりして大きなお札しか持っていなくて後ろが詰まったりしたときがあつて、どうしたんだろうと思つて前まで歩いて行って聞いたならば、そんなようなことがあつた。高額紙幣しかなかったなんてことがあつて、

両替をたまたま持っていたんで、してあげたことがあるんですけど、そういったことが入る前にわかる、あるいは出る前にきちんと対応できるように、どこかにきちんと表示をしていただきたいと思いますと思うんですけど、その辺についてもお願いしたいと思うんですが。

○まちづくり推進課長 まず、市民への広報活動はさせていただきたいと思ひますし、掲示等も実施していきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。

○副委員長 細かいことですが、第9条の7日を超えて使用してはならない。その7日というのは、どういうカウント、その第3セクターが毎日とめてある車をチェックするのか、ほかの方法でやるのか、教えてください。

○まちづくり推進課長 私どもが管理する形になりますので、1週間に1遍決められた日を設定しまして、現地のほうへ確認に行くというような形になるかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○副委員長 ちょっと、そうすると7日っていうカウントができるかどうか、週に1回だとね、ずれた日は10日も11日も超えていく感じになりますよね。その辺ちょっと、毎日なのかどうか。

○まちづくり推進課長 一応ですね、7日の確認はできるような形でもっていきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。

○副委員長 ありがとうございます。それからもう1つ、このように目立つ駐車場ですから、先ほどの放置自動車の問題があったりします。あるいは、トラブルが発生したりすることの予防に最近ではタクシーなんかも全部防犯カメラをつけているんですけども、駐車場にどこか防犯カメラをつける予定はあるかどうか、お伺ひします。

○まちづくり推進課長 防犯カメラにつきましては、場内に4基、出口に2基、計6基を設定する予定でございます。あと、プラス精算機には、直接管理業者が対応できるようなカメラもそれぞれ1基ずつ設定する予定でございます。以上でございます。

○副委員長 それ、今駐輪場についていますけれども、駐輪場のほかにという意味でいいです。

○まちづくり推進課長 駐輪場につきましては、また別途行いまして、今駐輪場、既設2基あります。プラス今回整備されますので、そこに3基プラスさせてもらいまして、駐輪場は5基でございます。駐輪場とは別の数字でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 この71台分ですが、一般駐車、定期駐車等、それぞれ台数は何か決めてあるんでしょうか。

○まちづくり推進課長 今現在では、台数は決めてございません。まず、新設の駐車場でございますので、基本は通勤者に利用していただきたいと思ひますので、様子を見ながら定期駐車の数を確認していきたいというふうに考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。

○金子勝寿委員 ようやく、5年ほど前に当会派で理事者に申し入れて土地の購入をお願いしてですね、実現していただいて本当にありがとうございます。パーク&ライドということで、当市では特化したのは初めてなのかなというところで、ひとつお聞きしたいんですが、まず定期利用、ちょっと以前説明があったと思うんですが、具体的に何台、71台のうちどのぐらいを考えているのかということと、それから定期利用でも平田の駅は、た

しか土、日、祝は定期利用の場所でも一般の方が駐車できるような措置をとっていると思うんですが、この辺の取り扱いをどうするのか、2点お願いをします。

○まちづくり推進課長 まず定期利用につきましては、極力利用していただきたくはないというふうには考えておるんですが、今まで土地開発公社があそこの駐車場を管理、いつときしていました。そのとき利用されたのが、約20台くらい利用されていたようです。もし定期駐車が入るようであるならば、20台くらいが上限かなというふうに考えております。ただ、あと平田の関係なんですけど、たしか平田は定期駐車っていうのはなくてですね、現金200円で処理しているようでございます。

○金子勝寿委員 定期だった場合、20台仮に定期駐車が契約があった場合、土、日、祝日も定期の場所を一般の方が使えるようにするのか、土、日、祝でも定期利用の人の分は、もう定期だよって形にするのか。

○まちづくり推進課長 今回のこの定期駐車の場合は、場所は固定してございません。ですので、一般の通勤者の人たちが先に入ってしまった場合については、定期駐車の方であっても満車表示になりまして入ることができないような状況になっております。そんな駐車場でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。

○丸山寿子委員 お願いします。商店街等との、何ですかね、お買い物等に利用してもらおうっていうような、そういう話といたしますか、そういったことはされているのかどうか、お願いします。

○まちづくり推進課長 今の段階で広丘商工会には話はさせていただいてございませぬけれども、この料金の関係では駐車補助券によりまして対応できるような形になっておりますので、その関係を商工会のほうに今後話をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。

○金子勝寿委員 すごい根本的なことで済みません。直営でやるってことなんですかね。

○まちづくり推進課長 基本的には直営という形になります。今後様子を見る中で、数年後になりますでしょうか、指定管理というところも念頭に置いております。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ここで自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第12号について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第12号塩尻市広丘駅周辺駐車場条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第17号 中央本線みどり湖駅構内第1上西条こ線橋外3橋補修及び耐震補強工事委託に関する施行協定の變更について

○委員長 議案第17号中央本線みどり湖駅構内第1上西条こ線橋外3橋補修及び耐震補強工事委託に関する施行協定の変更についてを議題とします。説明を求めます。

○建設課長 それでは、議案関係資料の47ページをお開きください。説明の前に、資料を配らせてもらってもよろしいでしょうか。

○委員長 配付してください。

○建設課長 それでは、よろしくお願ひします。中央本線みどり湖駅構内第1上西条こ線橋外3橋補修及び耐震補強工事委託に関する施行協定の変更についてでございます。提案理由につきましては、中央本線みどり湖駅構内第1上西条こ線橋外3橋の補修及び耐震補強工事委託に関する施行協定の変更についてでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の概要につきましては、中央本線みどり湖駅構内第1上西条こ線橋外3橋の補修及び耐震補強工事でございます。相手方は、長野市の東日本旅客鉄道株式会社長野支社でございます。変更内容につきましては、変更後の金額3億29万6,401円、変更前3億421万2,000円。変更理由につきましては、出来形の精査に伴い工事委託にかかわる金額が減額となるものでございます。391万5,599円の減額でございます。出来形の精査につきましては、11月7日に出来形検査を行っております。3の工事概要につきましては、こ線橋の補修及び耐震補強工事ということで、第1こ線橋、橋長、幅員等、1から4橋でございます。1ページお開きいただきたいと思ひます。場所につきましては、塩尻東保育園、みどりの郷付近のこの4つのこ線橋となります。

それでは、先ほど配らせていただきました資料を見ながら御説明させていただきたいと思ひます。上段の部分につきましては、3年間の事業でございまして、それぞれ24年度、25年度、26年度の精算額等を記載させていただいております。25年度につきましては、2月の大雪の影響により工事の進捗が遅れたため、その分が26年度へ先送りとなっているものでございます。工事費の増減の内訳でございます。一番上、補強工でございます。減額2,800万円余でございますが、既設の橋脚の詳細調査結果に基づき工法を変更させていただきました。コンクリートの巻立てから補強用の耐震シートを行って減額とさせていただきました。その下の補修工でございますが、逆に2,800万円余ふえておりますが、これは橋梁の上部の部分でございます。桁等でございますが、ここをコンクリートの劣化の範囲が広く、補修量が増加したためでございます。これはもう待たないでやらないと、この際でございますのでやらさせていただきました。その下の仮設工につきましては、400万円余減額となっておりますが、これは施工方法の見直しに伴いましての足場の数量が減額となったものでございます。保安費につきましては、夜間工事に伴いまして保安要員が増加したため、500万円余増額となりました。その下の既設のり面撤去工、100万円余減額となりました。これは施工実績に伴いましての数量の減でございます。その下、電力設備工でございます。これ、300万円余減額となりました。1回仮設で電力を下へ、軌道軸のほうへ回したものをそのまま上へまた復旧せず、そのまま地上へ置かせていただいたため、300万円余減額となりました。信号通信設備、これは内容精査。その下の管理費につきましては、協議、現場管理、書類等を作成した人数に基づき精算を行ったものでございまして、消費税でございまして、以上391万5,599円の減額となりました。以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見はありますか。

○永井泰仁委員 この橋脚の工法の見直しで、コンクリートの巻立てだで、足場の関係も関係してくるから、工法が変わればということですが、この補強繊維シートというのはどのくらいな強度で、どこかほかでも使っているのか、ちょっとこの補強繊維シートっていうものの説明をしてください。

○委員長 答弁を求めます。

○建設課長 建設係長から御説明させていただきます。

○建設係長 今の御質問について御説明させていただきます。繊維シートにつきましては、コンクリート巻立てをするんですけれども、同じ強度を保つシートでありまして、ほとんど巻立てと、鉄筋を入れまして巻立てと変わらない状態でございます。あと、ほかに使っていると言いますと、高速道路とかに繊維シートを橋脚に巻きましてやっている箇所が多々あります。以上でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。ここで自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第17号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第17号中央本線みどり湖駅構内第1上西条こ線橋外3橋補修及び耐震補強工事委託に関する施行協定の変更については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第18号 市道路線の廃止及び認定について

○委員長 議案第18号市道路線の廃止及び認定についてを議題とします。説明を求めます。

○建設課長 議案関係資料の49ページをお開きください。議案第18号市道路線の廃止及び認定でございます。提案理由につきましては、市道路線の廃止及び認定、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。概要につきましては、1、市営住宅渋沢団地跡地整備事業に伴いますの1路線廃止でございます。路線名は渋沢団地5号線ということで、全長31メートル、幅員2メートルのものでございます。この道路につきましては、現状が排水路が入っており、簡易な舗装がしてあり、中には、地下埋設物につきましては、下水道、水道がないものとなっております。

次の、開発事業に伴います認定2路線でございます。路線名は原新田南1号支線、33メートル、幅員4.2から5メートル。もう1路線は大門七区の駅西21号支線ということで、35メートルの幅員5メートルでございます。

1ページをお開きいただきたいと思っております。廃止する路線が、市営住宅渋沢団地跡地整備事業に伴いますところを明示してございます。残っている市道につきましては、そのまま生かさせていただいております。

51ページをお開きください。原新田でございます。原新田南1号支線でございます。開発事業に伴うもの

でございます。現状につきましては4戸の開発になっており、現在3戸が住宅が建っており、1戸が今建設中となっております。東側に側溝が30型が入っており、西側はL型側溝となっております。路盤構成につきましては、舗装4線、上層15線、下層路盤30線ということになっており、排水につきましては浸透ます処理となっております。この接する市道につきましては、両側には側溝がありますが、かなり老朽化も激しく、24型という狭い形となっておりますのでございまして、浸透ます処理とさせていただきます。

次、52ページをお開きください。大門七区でございます。駅西21号支線でございます。三全精工の東側になります。ここも住宅が4戸の宅地造成となっております、3戸住宅がもう現在建っております。東側に側溝が入っており、西側がL型側溝となっております。既設にもU字溝があり、この流末につきましてはポンプアップということで処理されておまして、これも浸透ます処理ということで行っております。路盤につきましては、表層4線、上層10線、30線ということで路盤構成を行っておるものでございます。以上よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見はありますか。

○牧野直樹委員 旧渋沢団地ですけど、これ今、造成多分していると思うんですが、この中の市道っていうのは、そのまま残して造成をしているってこと。

○建設課長 今回、造成、民間業者により全部築造までさせていただきます。あわせて下水、水道もでございます。道路網はそのままになっております。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。ここで自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第18号について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第18号市道路線の廃止及び認定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第26号 損害賠償の額の決定について

○委員長 議案第26号損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

○建設課長 議案追加関係資料の1ページをお開きください。議案第26号損害賠償の額の決定についてでございます。さきの議員全員協議会のほうでも、11月17日の議員全員協議会でも説明させていただきましたが、損害賠償の額を決定することについて地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。概要につきましては、損害賠償の額が218万7,072円ということで示談が済みました。市側の過失割合は100%。相手方につきましては、増澤醸造株式会社、代表取締役増澤満様でございます。岡谷市在住でございます。事故発生年月日は、平成26年10月23日。事故発生場所につきましては、塩尻市大字

広丘吉田市道堰西えびの子通線でございます。事故の状況につきましては、市道堰西えびの子通線を上田川橋から長野自動車道方面へ走行中の自動車が当該市道のマンホールのふたに起因して電柱に衝突し、冷凍冷蔵設備、前部バンパー等を破損したものでございまして、一応全損状態となっております。市道の管理につきましては、道路パトロールを本年度から塩尻市建設業協会24社に業務委託をされており、常に建設課の職員は朝、役所へ来るとき、帰るときが道路パトロールであり、上下見ながら見ているのもありますし、現場へ行くときも道路管理等を行っているものでございます。このような事故が発生したことにつきまして、さらに強化をするということで建設業協会のほうにもパトロールを農村部のきめ細かにも行うようにも指導しておりますとともに、私どもも気を引き締めてやっております。子育て日本一を目指す本市に恥じぬよう、これから市道管理をしてまいりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長 委員より御質問、御意見はありますか。

○永井泰仁委員 これは、事故発生してしまったことはどうしようもないし、やむを得ないんですが、このマンホールというのは、今、下水道課ですね、いろいろなところで使っているのと、このふたがはね上がったマンホールっていうのは、タイプのにはどのように違っているのか説明してください。

○委員長 答弁を求めます。

○建設課長 今回は、普段ならこれ、絶対外れないものです。それが何らかの形でロックが外れていたおかげで、前後の道路も陥没したおかげでバウンドしてはね上がったと思われまます。このタイプは、通常使っているところもあります、市道上に。小口径マンホールということで、下水の関係でございます。今回はそれを、マンホールをロック式で外れないようなものにかえさせていただきました。

○永井泰仁委員 このマンホールは、何か配管の機能的に言うと、どういうところに値するマンホールなのか、わかりますか。

○建設課長 このタイプは下水道専用でやっておりますが、市道の狭いところで、普通下水道のマンホールへ行きますと90センチ、内径あったりします。そういうものが入らないときに、こういうものを使わせていただいたりしております。以上です。

○永井泰仁委員 ふたが飛び上がったり、ロックが外れちゃうっていうことですが、やっぱりふたのところへ振動が来るっていうのは、マンホールの周りをね、しっかりと固定して不陸にならないようにするっていうことをしっかり普段見なきゃいけないですが、今度直したのは最新型なのか、いわゆるロックが外れないということだけで直したのか、どうでしょうか、その辺は。

○建設課長 ロックは外れないタイプでございまして、前後の路面も平坦を保ってあるものでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。

○牧野直樹委員 建設業界の協力もわかるんですけど、職員全員が通勤途中のやつを全部見てくりゃね、しゃばじゅうから来てるもので、職員は。だもんで、それで土木課に何、連絡する。私もたまたま、しょっちゅう連絡はさせてもらっているけど。そういうのが大事だと思うだよ。ていうのは、年間に結構あるじゃん、ちょっとした穴に落としてタイヤを交換したとか何だかんだっていうの。計算すればかなりの金額になってくるんで、その辺は職員全員に徹底させてもらうっていうのも重要だと思うんですよね。それから、建設業界のほうで常に現場へ行くときに目を皿のようにしてやってもらって、通告したその業者にやってもらえばいいもんでね。それじ

やあ、みんな必死で見るわ。こういう工事のないときにね、たとえ3万でも4万でも仕事があればいいもんで。それも大事だと思うし。黄色い市のパトロール車、ありますよね。今、何台出ています。

○建設課長 まず、庁内の徹底でございますが、市のグループウェアを使って掲示板等で月2回、市道の道路の穴があいたら建設課のほうへ連絡をよこせということで庁内へ掲示板等で流させていただいております。業者につきましては、まさに委員おっしゃるとおりで、そういう精神で業者も行っております。あと、うちの維持係としては、今黄色い道路パトロール車1台、軽トラ1台がありまして、常にフル回転で今稼働している状態でございます。以上です。

○牧野直樹委員 土木課長さんみたいにね、朝7時ごろ、もう庁舎のほうへ出勤をなさっていると。常に自転車、365日自転車でお通いになっているということで、そうすればね、絶対目に入ってくると思うんで、近くの職員は車じゃなくて自転車で来て、下を向いて、交通事故のないようにしっかり報告するようにということで徹底をしたほうがいいと思います。要望します。

○委員長 ほかにはありますか。

○丸山寿子委員 みんなでよく注意して見るという点で、この間テレビで、ちょっと一瞬だったもんですからこの自治体が把握できなかったんですが、市民にも協力をしてもらって携帯電話等でその場面を写真を撮って市役所のほうに送ってもらう協力をしてもらって効果が上がっているというのを、ちょっと一瞬で通り過ぎちゃったんですが、見ましたので、そういったことも効果について研究していただけたらと思いますが、どうでしょうか。

○建設課長 委員御指摘のとおりでございますが、私ども今、情報推進課のほうとも、本当にそのようなことも今、考えて研究しているところでございます。実現できるように頑張ります。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ここで自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第26号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第26号損害賠償額の決定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第19号 平成26年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳出4款衛生費中2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費(1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費を除く)、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費

○委員長 議案第19号平成26年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中、歳出4款衛生費中2項清掃費1目

し尿処理費、5款労働費（1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費について一括議題といたします。順次説明を求めます。4款衛生費中2項清掃費1目し尿処理費についてからお願いします。

○**下水道課長** それでは、議案第19号平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第4号）、ページは31ページ、32ページをお願いいたします。2項清掃費1目し尿処理費の職員給与費5万9,000円でございますが、人事院勧告、共済組合負担率の変更により増額するものでございます。以降、労働費、農林水産業費、商工費、土木費も同様であります。各課からの人件費関係の説明は省略させていただきたいと思っておりますので、御了承をお願いいたします。私からは以上でございます。

○**委員長** 5款労働費をお願いします。

○**農業委員会事務局長** それでは、議案第19号のですね、33ページ、34ページをごらんいただきたいと思います。6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費13節委託料でございます。2つ目の丸のところにあります農業委員会事務局諸経費、農地地図情報検索システム改修委託料として108万円を計上するものでございます。これにつきましては、平成26年4月に農地法が改正されまして、農地台帳情報及び農地に関する地図につきまして平成27年4月1日からインターネット等での情報公開が義務化されました。インターネットでの公開につきましては、全国農業会議所が一括して農地情報公開システムを構築しまして実施されるものでございます。農業委員会は、この公開システムに情報を提供すれば公表の義務は満たされることとなっております。今回、全国農業会議所に情報を提供するに当たりまして、現在のシステムでは全国農業会議所から示されました公表用の統一レイアウトによるデータの出力に対応できませんので、システムを改修するものでございます。インターネットで公表するのは当面、地番、地目、面積、貸借関係などでございまして、市街化区域内の農地、それから所有者、借り人の氏名については公表はされません。なお、財源につきましては、全額国庫補助となっておりますのでよろしく申し上げます。以上でございます。

○**農林課長** それでは、同じページの中でございます3目の農業振興費でございますが、19節の負担金補助及び交付金の2つ目の丸になります。農業生産振興施設整備事業の中で強い農業づくり交付金の5,000万円の減額でございますが、これは当初、当初予算の中で国の強い農業づくり交付金を活用いたしましてJA塩尻市が洗馬岩垂の広域農道沿いでございますが、奈良井川ライスセンターへ乾燥調整設備2基と色彩選別機1基を整備をいたしまして米の流通のグレードアップを予定したわけでございますけれども、その後本年2月の大雪がございまして、その大雪の関係で、この同じ強い農業づくり交付金のメニューの中で雪害被害地生産回復緊急対策事業というほうの事業枠が拡大になったためにですね、当JAの考えておりました事業のメニューが非常に規模が縮小された。その関係で採択基準が非常に上がりましてですね、今回のようなグレードアップというような部分につきましては先送りというような状況になりましたものですから、一度26年度予算では減額をさせていただくということをお願いをしたいと思います。なお、27年度でJA塩尻市としましては再度要望をしていくという予定でございますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○**耕地林務担当課長** 続きまして、その下の6款2項3目造林費、1つ目の白丸、森林等整備維持管理事業、1つ目の黒ポツ、備品購入費5万3,000円でございます。その件でございますが、山のお宝ステーション事業における自伐林家支援のためのロープウィンチの購入費用でございます。本年9月に山のお宝ステーション事

業をスタートさせ、里山の整備を進めているところでございますが、間伐された材がまだ山にまだありますが、引き出すことができないとの声を聞き、10月15日にロープウィンチの講習会を実施、その有効性を確認してきたところでございます。そのため、今回ロープウィンチの1台の購入の補正をお願いをするものでございます。もしお認めいただきましたら、早期に購入をさせていただき、講習会を実施し、無料にて貸し出しを行ってまいりたいと考えおります。以上です。

○ブランド観光課長 続いて35ページ、36ページをお開きください。7款商工費1項商工費5目観光費でございます。説明欄にありますように、観光総務事務諸経費72万4,000円でございます。これは、課所管の車両の修繕費72万4,000円を計上させていただくものでございます。よろしく申し上げます。

○都市計画課長 同じページですね、その下になります。8款土木費1項土木管理費3目輸送対策費でございます。右のページ、ごらんいただきたいと思います。白丸の輸送対策事業の261万2,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、平成27年4月1日以降ですね、振興バスのダイヤ改正に伴う準備をするものでございます。消耗品費125万6,000円につきましては、バス停の時刻板及び新規バス停の設置に伴うものでございます。それから印刷製本費につきましては、時刻表の冊子の印刷代でございます。それから、その下の地域振興バスの運行委託料29万8,000円につきましては、車内音声の案内の変更に伴うものでございますので、よろしく願いいたします。

○建設課長 その下、2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費、お願いいたします。一番下の白丸です。道路橋梁事業諸経費、黒ボツ、長野県有料道路通行券購入費でございます。新和田トンネル、三才山トンネル、平井寺トンネルの半額補助ということで、今回20セット分の購入をするものでございます。予算が通った暁には、1月5日から販売予定をしておるところでございます。その下の県道路整備期成同盟会負担金でございますが、これは事業費が確定したものでございまして、補正をするものでございます。

1ページお開きください。8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費でございます。白丸、道路維持改良事業でございます。796万3,000円の補正増でございます。側溝が土砂で閉塞し通水不良となっているための重機借り上げで土砂を撤去するものと、市内の各所の雨水浸透ますが経年により目詰まり、また雷雨時にはあふれるような状況が見られるようになってまいりました。ゲリラ豪雨も多発するため、その機能を回復するための、被害を未然に防ぐため、今回補正を上げさせていただきました。

その下、除雪対策事業でございます。資料を配らせてもらってもよろしいですか。

○委員長 配付してください。

○建設課長 それでは、お願いいたします。除雪対策事業ということで、補修用資材1,820万2,000円、融雪剤、塩化カルシウムほかを今回補正を上げさせていただきました。先ほど配らせていただきました図面でございますが、緊急時における県道、市道相互除雪乗り入れの一覧表の図面でございます。この上がっている路線につきましては、今後降雪時には重点的に除雪等をやってまいりますので、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、3目道路新設改良事業改良費でございます。1の生活道路整備でございます。測量設計委託50万円でございますが、これは、市道無量庵町村線権現沢川の河川占用の業務委託を行うものでございます。その下の市道新設改良事業1,000万円でございますが、1つは生活道路、凍上等で舗装が劣化しているところにつきまして500万円、もう1つにつきましては、市道歯科大通線、南熊井、通称で言う歯科大通線から松本歯

科大学へ入っていくあの大きな道でございます。そこが、病院へ行く皆様方の安全を期するために、かなり舗装も劣化し、たまにでかい穴もあいたりするものですから、今回500万円で舗装改良をさせていただくものでございます。その下の幹線道路整備事業県単道路事業負担金でございまして、県単の上今井洗馬停車場線に伴います負担金でございます。

3項河川費1目河川維持費でございます。白丸、河川改修事業でございます。これにつきましては、信州Fパワープロジェクト関連でございます牛売沢の河床の整備に伴いますの工事でございます。

1つ飛びまして、4款都市計画費2項公園管理費でございます。白丸、公園等管理諸経費80万円、電力使用料でございますが、電力料金の実績によりまして80万円補正を上げさせていただきました。

1ページお開きください。8款土木費4項都市計画費4目駅施設維持費でございます。白丸、駅舎等維持管理諸経費で86万4,000円でございます。営繕修繕ということで、塩尻駅のエレベーターの防犯カメラの取りかえ修繕ということで計上させていただきました。以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長 ほかにはありますか。それでは、ここで10分間の休憩をいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時02分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開します。休憩前に引き続いて議案審査を行います。歳出4款、5款、6款、7款、8款を含めて質疑を行います。委員より御質問、御意見はありますか。

○丸山寿子委員 34ページの森林等整備維持管理事業のところ、先ほど山のお宝ステーションの材を搬出するというのでロープウィンチの購入のことがありましたが、本当に重い木材を搬出するにはかどるという意味で有効かと思うんですが、これはどのような手順で市民の利便性のためにやっていくのか、市に申し込みをして団体等で借りるのか、ちょっとその辺についてもう少し詳しく教えてください。

○委員長 答弁を求めます。

○耕地林務担当課長 こちらのロープウィンチでございますが、現在、山の材につきましては、やっぱり危険を伴うものというものがございます。必ず講習会に参加していただき、この講習会参加者に対しましての貸し出しという形をとっていきたくと考えております。あわせて、山のお宝ステーション事業、山に関心を持っていただくということが一番の目的と考えておりますので、講習会を修了していただき、無料にて貸し出しをしたいと考えております。以上です。

○丸山寿子委員 漠然としたちょっとイメージしかないんですけど、何か架線だったですか。それと1人で使えるものなのか。私は、チームで組んで地区の林野の人たちとか、そういう人たちが借りて使うのかなというイメージがしたので、ちょっとそんな質問したんですけど、ちょっとその辺、もう少し。

○耕地林務担当課長 ロープウィンチ自体は、ちょっと詳細な御説明をさせていただきますが、本体重量15キロ程度の簡易的なものでございます。近くの木にくくりつけまして、そこにロープ、そのエンジンにロープをつけまして、エンジンの力を借りながらロープを引っ張ってきてロープを巻き上げてくるというような形のものでございます。約1トンの重さの材を引っ張ってこれるというようなものでございます。ただ、滑車等を使いながら利用しますし、また材をくくりつける方、また引っ張る、こちらでその機械を操作する者ということがござい

ますので、1人では大変危険な作業と思われるので、グループでの申請をお願いしたいと考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。

○中村努委員 関連しますけど、大体距離的に何メートルくらい対応できるのかということと、12月にもまたあると思いますけれども、講習を受けて実際にこの作業に参加する人がふえる見込みというのはどういうふう考えているか、お願いします。

○耕地林務担当課長 ロープウィンチの延長の、ロープの距離でございますが、一応ロープ自体は100メートルでございます。ただ、山の中での100メートルというものは大変な距離でございますので、使用につきましては、やはり目で見える範囲、50メートルとか、見える範囲ということで考えております。また、今後の関係でここで補正をお願いしたというのは、森林整備というものにつきましては、大体冬場作業する方が多いものでございます。それで今後講習会を開き、2月か3月でも材が出せればなということで、今回補正をお願いしているところでございます。以上です。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 多分そういったような希望があつてこういう補正予算を組んだと思うんですが、もう既に使いたいという方は、実際にはいらっしゃるということでいいですか。

○耕地林務担当課長 材があるけれど引き出すことができないというお話をされる場所は、北小野の財産区の方でございます。現在も引き出す関係につきましては、現在地方事務所のひっぱりだこという、そういった機械を借りて今引き出して、こちらのほう、材を搬出していただいているところが実情でございます。また講習会につきましては、今回購入する予定のロープウィンチでございますが、南箕輪村からちょっとお借りをしてきて、どういったものかということを見きわめるために、このロープウィンチ、借りてきて、実際やってみたというところでございます。また、今回のロープウィンチにつきましては、県の森林税の関係の森林づくり推進支援金事業の補助金という形でも一部、補助を取り入れながら購入をしてまいりたいものでございます。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。

○永井泰仁委員 牛売沢の河川改修工事ですが、これは新規で200万円ですか。何か既存の中で手をつけて、追加分が200万円なのか、その辺の説明をしてください。

○維持係長 こちら、牛売沢ですが、塩尻インター林間工業団地の北側を流れている河川ですが、普段は流れてないんですが、降雨時等は大量に流れる川でして、川底、河床がですね、洗掘されて、それによりまして護岸が一部崩れまして、吸い出しにより堤防部分が穴があいたという状況でして、新規の改修でございます。

○永井泰仁委員 そうすると、この工事は河床も護岸もやるという、そういうことだね、設計上は。

○維持係長 そうです。河床の低下を防ぐために、コンクリートによる構造物と、あと裏込めの復旧をしたいと思っております。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。

○中村努委員 除雪対策の関係で、ちょっと資料をいただいたやつをもうちょっと詳しく説明してほしいんですが、この図面で言うと赤が県道でオレンジが国道、緑が高速っていう見方でいいですか。

○建設課長 担当の維持係長より御説明させていただきます。

○維持係長 そうです。その色づけであります。緊急路線は、赤で色づけしてある路線になります。

○建設課長 ちょっと補足させていただきます。色づけの中で、④、⑤、一部⑥、⑦、⑧は市道となっております。済みません、追加で申しわけないです。③も市道となっております。

○中村努委員 この緊急時における相互除雪というのは、もう少し詳しく、どういったことなのか教えてください。

○維持係長 塩尻市と、それから県の松本建設事務所と協議する中でですね、県道に関しては県が除雪、市道に関しては市が除雪という枠を取り払いまして、図面のように一連の流れで交通を確保する路線を決めて、どちらの業者が入ってもいいということで決めた路線でありまして、県のほうでは、国道20号をほぼ境にして東と西側をそれぞれ地元の業者の企業体で組ませて委託を出してあります。ともに市内の業者が入っております。ので、大雪の降った緊急時には塩尻市の除雪路線、委託を受けている路線もかきますが、その赤い路線を優先してあげるために何社かが同時に入ることも可能になったという路線でありまして、それから県道のほうも、市道から県道へ続けてかいて入っていくこともできるという路線であります。

○中村努委員 県道であっても不都合が、緊急の場合は市の業者でも除雪が可能になったというふうに理解をします。そこで、初めてこの路線を見たので気がついたところだけなんですけど、これ、郷原街道が入っていないんですけど、これはなぜ除外されているんでしょうか。

○建設課長 郷原街道につきましては、幅員も少し普通の県道に比べれば狭い。そして、ただ雪を押しに行くだけだと、またいろんな民家のほうへ入ってきちゃうということがありまして、まずは7番の畑の中の道をまずあけて、そちらへ車を回す作業をしておいて、この郷原街道は通行どめ等を考えながらやっといこうということで考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。

○牧野直樹委員 さっき、ごめんね、前でもどります。中村委員の関連なんですけど、先ほどのロープウィンチの件です。私も個人がいっぱい山から木を出すために緊急でロープウィンチを買おうと思っていたら、どうも先ほど本会議でもあった、お宝ステーションに持ち込む人が、市長が2回ほどやって、あと1人個人、あと団体っていうのは北小野財産区だと思うんですが、北小野財産区が切り出しでロープウィンチがほしい。北小野財産区っていうとお金を持っているっていう評判なんだけど、緊急でロープウィンチを買う必要があるのかなと。市長さんが使うならいいよ、緊急で買っていただいてね、どんどん出してもらえばいいんだけど、個人の人がそんなに急に山へ持って行って切り出しをするなんてことは、ちょっと考えられないんだけど、どうかな。緊急じゃなくてもいいんじゃない、普通。

○耕地林務担当課長 道路の近くであればいいんでしょうけれど、ちょっと離れた場所で切り倒したものの、材等につきまして、搬出するのに起用するというような話もありまして、そういった材を出すためにも、簡易的ではございますが、こういったロープウィンチを利用していただいて搬出をしていただいたらどうかということで今回購入させて、貸し出しをしていきたいというものでございます。

○牧野直樹委員 私も経験あるんですけど、このロープウィンチって、1日ばかりの講習じゃね、非常に危険なんだよね、ロープウィンチ。しっかり講習してもらって、個人に貸し出すならやらないと大きな事故につながる。財産区の人たちは、経験者がたくさんあるんで使えるとは思うんだけど、切り出してお宝ステーションに持って

いくがための切り出しなら、私が山を持っていけば、一番出しやすいところから切っていくわね、木は。出してみても、やってみて金になりゃ、やっていくんで、あと奥へ奥って入っていくと思うんだよね。だから、あんまり細かいこと言わないけど、その辺はしっかり検証していただいて、ここへ来て急に補正予算で57万円もつくるんだったら、57万の補正予算だったら道路の穴あいているところ、どんどん直したほうが俺はいいと思っているもんで、と思います。もう、そういうことで購入を、多分予定を組んでいると思う。

○**経済事業部長** 牧野委員さん、おっしゃるとおりですね、その緊急性という部分について、我々も補正を上げるかどうかってことを検討させていただきました。先ほど課長のほうからも説明があったように、北小野財産区の皆さん、一生懸命やっていただいて、実は箕輪さんからお借りしたり地方事務所のほうからお借りしてやっている中で、県が塩尻のそういう取り組みをですね、評価していただいて、じゃあ県税のほうでつけるでって言って、この33ページのところを見ていただいたとおり県税で50万2,000円ですか、つけて、まだ予算あるんでって言って道路のほうに回すわけにいかないもんですから、つけていただけるって言うんで、県税、森林税ですね、それで、じゃあ買わせていただくかっていうことで、県の支援を受けながら今回そうさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○**牧野直樹委員** 説明がね、一般林家の人の講習のために緊急に買ってすぐ講習をやりたいって、そういうふうには言ってもらえば、そのまますんなり通っちゃうだよ。そういうことです。いい。

○**委員長** よろしいですか。ほかにはありますか。

○**永井泰仁委員** ちょっと、この機会だもんですから聞きたいですが、この間交差点の空洞の関係でね、2カ所見つかって、これは結構なことだと思えますけれども、これの調査費みたいなものは当初予算で計上されたのか、これにかかる経費っていうのはどのくらいかかっているのか、お伺いをします。

○**建設事業部長** ちょっと、本会議の答弁ではそこまで厳密には触れなかったですけれども、ある調査会社のほうから、こういう科学的な方法であります、こういう実績がありますということで、ある意味でわかりやすく言えば売り込みですね、がございまして、中身をしっかり聞いたら非常に科学的な方法で実績があったものですから、それじゃあ、うちのほうで何路線か紹介しました。こういうところ、うちは予算がございませんと。予算出さないですけど、こういうところをやっていただいて結構ですよということですから、うちの予算はいっさい使っておりません。向こうは、勝手にという言い方は失礼なんです、うちのほうで挙げた候補路線をほかの通行に支障のないように調査をしていただいて、その結果をうちがもらったと。そういう中で、すこしばかりしたところもあるんですが、交差点2カ所にそういうものがあったということでありましたので、その科学的な方法でありましたので、それはうちは試掘してやっぱり確かめないと、何かあるともう取り返しがつかないことになるということで、それは工事費はうちのほうのもともある既存のいわゆる道路の補修の費用がありましたので、それで使ってしまったと、そういうことでございますのでお願いします。

○**永井泰仁委員** わかりましたが、どうせ調査するならね、角前工業団地の一番南の九里巾の林の下の道ね、あれが地下水が吹き上げて、毎年のように逆に吹き上げてくるもんだから、穴埋めのような形で毎年修理をしているしね、特に水がどういうふうに影響をしているのかっていう、本当に地下の構造も知りたいし、ひょっとすれば下水管もえらい下がったり、なっているんじゃないかと、あそこに善白の運送会社ほか2、3社ね、あるもんですから、もしそういうことがあるとするならば、せつかく科学的な方法でね、できるとすれば、本当に地下

の中、知りたいんで、そういうところもまた選んでやってもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○建設事業部長 今後、そのような形もとりたいと思いますけれども、実は、今回やっていただいたいわゆる権現通と歯科大の前の通り以外にも何路線も実は挙げさせていただきました。ただ、向こうは当然、多分半日からいってやったと思うんですが、時間が松本、塩尻、安曇野ですかね、何か何か所も回るということで、その中の通行量が多いところを向こうで、自分たちで自主的に選んでやったということでございますので、うちが費用を払っているわけではないもんですから、なかなかそこまでは言えなかったということでございます。今後、その辺参考にさせていただきたいと思います。

○永井泰仁委員 今回はデモンストレーションみたいな感じですけどね、本当に調査費がどのくらいになるか聞いてみて、確かに角前のところのあれは、毎年のように上からの水と下から吹き上げてちょっとね、補修が毎年のように続いているところですから、もしそういうことで地下の中、しっかりわかるようでしたら、そういう機会に、特殊な事情のところですから、調べてみてもらいたいというふうに思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。

○丸山寿子委員 除雪対策のところちょっと関連してなんですけど、以前の委員会でもお願いしましたが、降雪量がどのくらいかということやぜひ消防防災のほうですか、連携して市民に周知し、また、やはり標高が高いので、市役所でさえ700メートル以上あるわけですので、また解けるのも解けないですし、また実際にどのくらい雪が降ったかということやなるべくきめ細かく知らせてもらうことで、農業関係もそうですし、また除雪も、市民の皆さんへの協力という意味も含めて、情報提供を共有して、また流していただくようお願いをしたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○委員長 答弁を求めます。

○建設事業部長 うちのほうは道路が管轄なもんですから、消防防災のほうになるかとは思いますが、そういうことについては、市民の皆さんにできる範囲で情報を流すということは、これからもやっていきたいと思っておりますので、そんなことで伝えてまいりたいと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ここで自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第19号について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第19号平成26年度塩尻市一般会計補正予算（第4号）中、歳出4款衛生費中2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費（1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

○委員長 議案第22号平成26年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、お願いします。簡易水道事業特別会計補正予算、別冊になりますのでよろしく願います。歳入、歳出予算の補正を行うもので、総額から歳入、歳出それぞれ10万円を減額し、歳入、歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ1億834万4,000円とするものでございます。内容でございます。お手元の資料の7ページをごらんいただきたいと思います。7ページ、8ページです。まず歳入の部ですが、繰入金ということで他会計繰入金、一般会計からの繰入金ですが、11万4,000円の減額をするものでございます。それから繰越金です。前年度繰越金確定に伴う1万4,000円の増額をするものでございます。全体で10万円の減でございます。

続きまして、9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。歳出の部になります。人事異動等に伴う給与費の補正でございます。10万円の減でございますのでよろしく願いたいと思います。私からは説明は以上でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○委員長 委員より御質問、御意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ありませんね。ここで自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第22号について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第22号平成26年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第23号 平成26年度塩尻市水道事業会計補正予算(第2号)

○委員長 議案第23号平成26年度塩尻市水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、別冊の議案第23号になります。1ページ目をお願いいたします。収益的収入及び支出の関係です。収入の関係で、水道事業収益136万9,000円を減額をし、収入総額16億5,738万7,000円とするものです。支出の部、水道事業費を1,826万6,000円を増額し、支出総額16億6,986万9,000円とするものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出の関係です。収入の部ですが、資本的収入で894万4,000円を増額し、収入総額2億717万7,000円とするものです。支出です。資本的支出1,073万2,000円を増額し、支出総額8億7,188万2,000円とするものでございます。それから、第3条の内容です。補填財源の金額の変更に補正になります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、当初6億6,291万7,000円を6億6,470万5,000円とし、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額4,024万6,

000円を4,023万1,000円とし、過年度分損益勘定留保資金5億6,993万5,000円及び当年度分損益勘定留保資金5,273万6,000円を、及び過年度分損益留保資金6億2,447万4,000円で補填財源を補正するものですのでよろしく願いいたします。

1枚めくっていただきまして、2ページをごらんいただきたいと思います。議会の議決を得なければ流用することのできない経費ということで、職員給与費4,387万5,000円を増額し、3億9,986万6,000円とする補正でございますのでよろしく願いします。

続きまして、お手元の資料の12ページをごらんいただきたいと思います。補正の明細書になりますので、それぞれの担当課長のほうから御説明を申し上げますが、人件費につきましては、人事異動、人勸に伴う補正でございますので、説明のほうは省略させていただきますのでよろしく願いいたします。

○**上水道課長** それでは、12ページですけれども、3条予算の収益的収入及び支出のうち収入でございます。11款水道事業収益1項営業収益3目その他営業収益でございます。3節の他会計負担金136万9,000円の減額でございますけれども、こちらにつきましては消防防災課から依頼を受けております消火栓修繕箇所の確定による136万9,000円の減額をお願いするものでございます。

次、13ページをお願いいたします。こちらにつきましては、支出の部になります。1目原水及び浄水費23節修繕費でございますけれども、433万3,000円の増額をお願いするものでございます。去る7月8日と7月31日の落雷によりまして、塩嶺地区勝弦配水池などの流量計、次亜塩素素注入設備、テレメータ機器等の破損によりまして修繕費の増額でございます。なお、こちらの機器の修繕費につきましては、全国市有物件災害共済会へ共済金の申請手続きを今行っているところでございます。

次の2目配水及び給水費でございます。23節修繕費でございますが、196万8,000円の減額をお願いするものでございます。収入のところでも申し上げましたとおり、消火栓の修繕箇所の確定に伴いまして減額をするものでございます。

○**経営管理課長** 1枚めくっていただきまして、14ページをお願いいたします。2項の営業外費用です。1節の消費税になりますが、2,564万4,000円の減でございます。これにつきましては、平成25年の繰越分の仮払消費税の増に伴う納税額の減額ということでお願いいたします。

続きまして、3項特別損失です。その他特別損失ということで、主なものにつきましては退職給付引当金繰入額2,339万円の増ということになります。これにつきましては、平成25年度決算等に伴う計上不足分を補正をさせていただいたものでございますのでお願いいたします。

○**上水道課長** 続きまして、15ページをお願いいたします。4条予算、資本的収入及び支出のうちの収入でございます。31款資本的収入3項負担金1目他会計負担金1節他会計負担金でございます。894万4,000円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、先ほど3条予算でも御説明申し上げましたとおり、消火栓の施工箇所の確定に伴います3条分の修繕の部分と、あと新設、更新の部分の組みかえも踏まえた補正増額となりますのでよろしく願いいたします。

次、16ページをお願いいたします。1項建設改良費4目受託建設費、一番下段になりますけれども、26節工事請負費でございます。840万2,000円の増額でございます。こちらにつきましても、収入で御説明申し上げましたとおり、消火栓施工箇所の確定に伴います3条予算の組みかえも含めて、当初7基から10基の消

火栓の移設、新設、更新工事の840万2,000円の増額をお願いするものでございます。

○**経営管理課長** それでは、資料の6ページへ戻っていただきたいと思います。予定キャッシュフロー計算書になります。税抜きです。業務活動、それから投資活動、それから財務活動、それぞれの活動に伴うこの1年間の現金の動きでございますが、下からの3段目になります。5億3,473万8,000円の減少という形になります。それからその下、資金期首残高、年度初めの残高額ということで、13億2,604万7,000円に對しまして、資金期末残高、年度末の現金預金につきましては7億9,130万9,000円となるものでございます。

それから、続きまして9ページをお願いをしたいと思います。予定損益計算書になります。営業収益から営業費用を差し引いた営業利益につきましては5,932万5,000円。営業利益から営業外収益を足して営業外費用を差し引いた経常利益につきましては1億1,287万9,000円。経常利益から特別利益を加え特別損失分を差し引いた当年度純損失につきましては、損失という形で1億1,346万5,000円の損失という形になります。その他未処分利益剰余金変動額ということで28億5,398万7,000円がでございます。変動額から純損失を差し引いた当年度未処分利益剰余金につきましては、27億4,052万2,000円となるものでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして10ページ、11ページ、予定貸借対照表になります。税抜きでございます。市単の部でございます。1の固定資産、2の流動資産、3の繰延勘定、合わせた市単合計につきましては150億164万円でございます。

右のページです。上段、負債の部でございます。4の固定負債、5の流動負債、6の繰延収益を合わせた負債合計は90億8,100万2,000円でございます。資本の部です。7の資本金、8の剰余金を合わせた資本合計は59億2,063万8,000円。負債合計、資本合計、合わせた負債資本合計につきましては、資産合計と同額の150億164万円でございます。私のほうからは以上です。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○**委員長** 委員より御質問、御意見はありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** よろしければ、ここで自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第23号について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第23号平成26年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第24号 平成26年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第2号）

○**委員長** 議案第24号平成26年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。説明

を求めます。

○**経営管理課長** それでは、別冊になります。議案第24号になります。まず、第2条の収益的収入及び支出です。収入ですが、下水道事業収益132万1,000円を減額し、収入総額28億8,380万5,000円とするものです。支出の部、下水道事業費用567万2,000円を増額し、支出総額26億8,255万8,000円となるものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。支出の部で資本的支出426万円を減額し、支出総額17億8,251万6,000円となるものです。第3条の内容です。補填財源の補正ということでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、当初9億4,232万4,000円を9億3,806万4,000円に、当年分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,341万9,000円を1,353万3,000円に、減債積立金処分額6,264万2,000円をすところでございます。また、過年度分損益勘定留保資金3億8,602万8,000円を3億8,423万4,000円に、当年度分損益勘定留保資金5億4,287万7,000円を当年分4億7,765万5,000円とする補填額の補正をするものですのでよろしくお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。議会の議決を得なければ流用することのできない経費ということで、職員給与費です。79万1,000円を減額し、9,667万5,000円とするものです。第5条、棚卸資産購入限度額につきまして、384万6,000円を536万2,000円に改めるものでございますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、お手元の資料の12ページ以降をごらんいただきたいと思います。人件費につきましては、さきと同様人事異動等に伴う補正でございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。まず、特別利益でございます。その他特別利益ということで、退職給付引当金戻入益132万1,000円の減でございます。これにつきましては、25年度の決算等による精算をする補正でございます。当初、利益という形で見込んでおりましたが、損失という形になったものですから、全額132万1,000円を0円という補正をさせていただいて、さらに損失分14万3,000円を、後で出てきますが、特別損失という形で不足分を補正をさせていただいておりますのでよろしくお願ひいたします。

続きまして、収益的収入及び支出の支出の関係になります。お手元の資料の14ページをお願いをしたいと思います。先ほど申し上げました特別損失、3項になります。その他特別損失13万1,000円の減ですが、付記欄、退職給付引当金繰入額14万3,000円ということで、こちらで先ほどの不足額を補正をさせていただいたものでございます。

○**下水道企画担当課長** 続きまして、15ページ41款資本的支出1項建設改良費1目公共下水道事業環境施設費のうち30節材料費につきまして、民間の宅地開発及び今後予定しておりますマンホール鉄ふた交換工事におきましてマンホールの在庫が不足することから、追加購入するため151万6,000円を増額補正するものがあります。

○**経営管理課長** それでは、お手元の資料6ページへ戻っていただきたいと思います。予定キャッシュフロー計算書、税抜きでございます。それぞれの活動に伴う1年間の現金の増減でございますが、下から3段目、1億1,005万8,000円の減少となるものです。資金期首残高は6億476万5,000円、資金期末残高、26

年度末現金預金高が4億9,470万7,000円となるものでございます。

続きまして、お手元の資料の9ページをお願いいたします。予定損益計算書になります。営業収益から営業費用を差し引いた営業損失、1億1,775万1,000円。営業損失に営業外収益を加え営業外費用を差し引いた経常利益は1億9,909万8,000円。経常利益に特別利益を加え特別損失分を差し引いた当年度純利益につきましては、1億8,771万5,000円となります。その他未処分利益剰余金変動額17億8,565万1,000円に純利益を加えた当年度未処分利益剰余金につきましては、19億7,336万6,000円となるものでございます。

お手元、1枚めくっていただきまして、10ページ、11ページをお願いいたします。予定貸借対照表になります。税抜きです。資産の部ですが、固定資産、流動資産、繰延資産を加えた資産合計は408億2,864万4,000円。負債の部です。固定負債、流動負債、繰延収益を加えた負債合計は379億9,446万7,000円。資本の部、資本金、剰余金を加えた資本合計につきましては28億3,417万7,000円。負債、資本合わせた合計額は、資産合計と同額の408億2,864万4,000円となるものでございます。以上をもちまして、説明は終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長 委員より御質問、御意見はありますか。

○永井泰仁委員 15ページのところで、マンホールのふた等の材料費ということですね、計上されていますが、先進地やなんかへ行くと、非常にマンホールのふたもデザイン化したりですね、きれいなこういうまちをPRするような形になっているんですが、当塩尻の場合には、どういうところの業者へ依頼してこういうマンホールが購入されているか説明してください。

○下水道課長 塩尻市におきましては、入札で購入業者を決定をしておりますが、ちょっと手元に資料がございませんのではっきり申し上げられませんが、5、6社による指名競争入札において価格を決定して納入をしているという状況でございます。デザインマンホールにつきましては、お値段が相当張るものですから、一応塩尻市は通常タイプということでやらさせていただいています。以上です。

○永井泰仁委員 値が張るって言うけれども、今の先進地はね、それぞれの花だとか木だとか、まちの、市の特色をわざわざデザインをしたマンホールね、歩道やなんかのところにも入っていると、いろいろ見るんですが、塩尻市は単に金がかかるで、スタンダードの塩尻のところだけ直して購入ってことですが、これ、単価的にどれくらい違うかわかりませんが、まだそれは調べたことはないですか。

○下水道課長 概算でよろしいでしょうか。

○永井泰仁委員 いい。参考で。

○下水道課長 約、デザインマンホールになりますと、10万円くらいはしているということになりますので。

○永井泰仁委員 それで、現在のスタンダードのは。

○下水道課長 今、3万円ちょっと、3万二、三千円でございますね。

○永井泰仁委員 3倍か。

○下水道課長 ちょっとそんなことで、概算で申しわけありませんが、私の中ではそんなところでございます。よろしくをお願いいたします。

○永井泰仁委員 なるほど。

○委員長 よろしいですか。

○永井泰仁委員 わかりました。

○委員長 ほかにありますか。

○中村努委員 済みません。ちょっと議案と離れちゃうんですが、ちょっと参考で教えてほしいんですが、Fパワー絡みの下水の管路っていうのはどのくらい整備されているのかということと、受益者負担金の考え方で、Fパワーの関係の、その辺はどうなっているか教えてください。

○下水道課長 Fパワー地区内の管路整備につきましては、既に全て完了検査をしておるという状況がございます。また、受益者負担金につきましては推進室のほうと調整をいたしまして、額、ちょっと済みません、記憶がございませんが、確定しております。おおむね確定していると思います。以上です。

○中村努委員 受益者負担金ですが、借地という形でやるんだけれども、征矢野建材さんが応分の負担をしているということでよろしいわけですか。

○下水道課長 征矢野建材さんが負担をするということでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 自由討議がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第24号について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第24号平成26年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第2号）については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第25号 平成26年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

○委員長 議案第25号平成26年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、議案第25号、別冊をお願いをしたいと思います。まず、2段目の収益的収入及び支出です。収入ですが、農業集落排水事業収益13万6,000円を減額し、4億5,497万3,000円。支出の部です。農業集落排水事業費用59万8,000円を減額し、4億2,181万8,000円とするものでございます。

続きまして、議会の議決を得なければ流用することのできない経費ということで、職員給与費59万8,000円を減額し、979万2,000円を予定するものでございます。それから内容につきましては、お手元の資料の10ページ、11ページになります。今回の人事異動等に伴う人件費の補正となりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

お手元の資料、戻っていただきまして、4ページをお願いしたいと思います。予定キャッシュフロー計算書に

なります。下から3段目、この1年間の現金の動きでございますが、981万2,000円の減少。資金期首残高9,737万6,000円。資金期末残高8,756万4,000円となるものでございます。

お手元の資料7ページをごらんいただきたいと思います。予定損益計算書、税抜きでございます。営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は5,835万8,000円。営業外収益を加え営業外費用を差し引いた経常利益は3,598万2,000円。特別利益を加え特別損失を差し引いた当年度純利益につきましては3,682万円でございます。前年度繰越欠損金が1,408万9,000円でございます。その他未処分利益剰余金変動額が3億3,233万8,000円でございます。その変動額から欠損金を差し引き純利益を加えた当年度未処分利益剰余金につきましては、3億5,506万9,000円となるものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。予定貸借対照表、税抜きでございます。資産の部です。資産合計、70億5,579万円でございます。負債合計につきましては60億2,759万4,000円。資本合計、10億2,819万6,000円。負債、資本合計につきましては、資産合計と同額の70億5,579万円でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長 委員より御質問、御意見ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ありませんか。自由討議はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第25号について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第25号平成26年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。ここで、1時まで休憩といたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。これより陳情の審査を行います。当委員会に付託された陳情は、2件であります。

陳情12月第3号 耐震診断・耐震改修に関する陳情

○委員長 陳情平成26年12月第3号耐震診断・耐震改修に関する陳情について審査をいたします。事前に文書が配付されていますので、朗読を省きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。それでは、委員より御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

○中村努委員 耐震診断等については、本市議会の一般質問、代表質問等でも促進を望む声が多いので、採択したほうが良いと思います。

○委員長 ほかにはありますか。

それでは、委員のほうから採択という意見が出ておりますので、陳情12月第3号につきましては、採択したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、陳情12月第3号については、全員一致をもちまして採択することに決しました。

陳情12月第7号 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る陳情

○委員長 次に、陳情平成26年12月第7号地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る陳情について審査をいたします。事前に文書が配付されていますので、朗読を省きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。それでは、委員より御質問、御意見はありますか。

○中村努委員 ちょっとお聞きをしたいんですが、この山村振興法が現在塩尻市に果たしている役割っていうものがわかったら御説明いただければと思います。

○耕地林務担当課長 まず、山村振興法というものでございますが、山村振興法につきましては、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村の経済力の培養と住民の福祉の向上等を図ることが必要として昭和40年に議員立法で制定されたものでございまして、その後10年間ずつ時限立法として延ばしてきているものでございます。昭和50年、60年、平成7年、平成17年という形で延ばしてきておる法律でございまして、現在この法律につきましては、平成27年3月31日までということとなっております。この法律の関係につきましては、現在指定されているところでございますが、旧檜川村エリアが現在この山村振興地域という形になっております。昭和46年に山村地域として指定をしていただき、現在山村振興計画に基づきながらやっておりますが、塩尻市の事業におきましては、こちらの山村振興法に基づいた事業等については、現在行われている、利用しているものはございません。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。

○丸山寿子委員 今の説明で、旧檜川エリアっていう説明だったんですけど、そこだけってことで思えばいいんですか。

○耕地林務担当課長 そのみでございます。

○委員長 よろしいですか。

○牧野直樹委員 Fパワーを推進していくのに必要であれば考えるし、えらい関係ないって言えばもういいし、と思っていますけど。ていうことでいいですかね。檜川もえらい関係ないわけだよね。ただ、いずれにせよFパワーでやるだもんで、えらい。

○経済事業部長 先ほど上條課長のほうからもお話しさせていただいたとおり、法そのものなのですが、今回第3条にですね、地域の森林資源を活用した地域林業、木材産業の振興による安定的な雇用の確保と定住の促進を書き込むと。もう1つは今、牧野委員さんからもありましたが、地域の森林資源を再生可能エネルギーとして利用、促進するための基盤整備及び雇用の創出、こういったものを書き込むという、そういうお話があります。今回、

Fパワーの関連からすると、当然こういった事業につながるものでありますが、山村振興計画そのものが、じゃあ本市にとって具体的にどういった事業で生かされているかって言うと、当時の計画としましては、先ほども説明のとおり、例えば奈良井、平沢の街環整備事業だとかですね、大きな事業ですと、あるいは水道事業のほうでとり行った簡水の統合、水道の統合だとか、そういったようなところで一応その区域のハード整備に山村の振興を伴ってやっていくという、そういう計画はつくっているものはあります。ただ、具体的にこの事業から出ている国の事業でどういった財源が生かされているかって言いますと、当地域は過疎地域でもあるものですから、過疎債等を取り行って、補助金の残とかですね、補助残みたいなものはそういったものでやっているというようなことが実態ではあります。一応、法では、狙いとしては、そういった森林資源の活用を図っていくことを狙っているものであります。

○委員長 よろしいですか。ほかにはあります。

○中村努委員 ちょっと別にいただいた資料の課題と展開方法っていうのを見ますと、新規就業者の確保、林業担い手の確保だとか、フォレスター、森林施業プランナーの育成等が書かれておりますが、これは今、県で進められている内容だと思いますけれども、この法律は県に対しては何か影響があるのかなのか、わかったら教えてください。

○経済事業部長 当然ながら法の趣旨がですね、山村は国民全体の財産であって、その多面的機能のもとに国の責務として明確にして、国及び地方でそういった物事に取り組んでいくということが目的とされているものでありますので、県及び市町村も、その山村振興のために取り組んでいくといった法の趣旨はございます。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 本市には直接関係ないけれども、例えば県が今行っているような事業の根拠がそれであるとしたら、延長しないと今後本市にも影響が出てくるのかなというような気もするし、ちょっとその辺が不明なので。

○経済事業部長 本来、山の整備は、この山村振興法に直接沿ってやっているものではなくて、直接的には森林法がありますので、それに沿ってとり行っているものであります。この山村振興法の趣旨は、その山村地域、山を抱えた山村地域の活性化を図っていくということになっているものでありますので、ただですね、この法の趣旨をもとにした予算事業としてはですね、農山漁村活性化プロジェクトの支援交付金といったような、山村地域においては全国的に結構この補助金を使ってやっている例、ございます。あるいはですね、農水省のあたりですと、御案内の中山間地域等の直接支払交付金、こういったものがこの中での位置づけでもあったわけです。あるいは、鳥獣被害防止総合対策交付金の関係、林道の開設、林野山村地域の居住環境基盤の整備、あるいは山村地域における厚労省関係の事業としての保育所の整備というかさ上げですね、山村地域にかかわってのかさ上げ、そういったものが、こういった山村振興法に沿ってとり行われている予算措置のものであります。

○委員長 よろしいです。ほかにはありますか。

○丸山寿子委員 いい悪いじゃなくて、ちょっとわからないのでお聞きするんですけど、檜川がエリアに指定されたのは、いつからなんですか。それでエリアの選定っていうか、そういうのは、変動っていうか、もう一度なって、ずっとそのまま割と固定的で、例えば逆に言うと新たにそういうふうなエリアに指定されるとか、そういったところってあるのかどうか、その辺について教えてください。

○耕地林務担当課長 山村振興地域のエリアの指定の考え方でございますが、昭和25年2月1日時点の市町村

単位ということになっております。その中におきましても、林野率が75%以上かつ人口密度が1町歩当たりです。ね、1.16人未満の条件ということで、檜川村につきましては昭和46年に指定となっております。

○委員長 よろしいですか。ほかにはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、委員の皆さん、採択という意見が出ておりますが。

〔「出ていない」の声あり〕

○金子勝寿委員 今後の塩尻市です。ね、林業政策を考える上で、中山間地域のさらなる雇用創出という部分も含め、採択というのがいいのではないかと思います。

○委員長 それでは、委員から採択という意見が出されておりますので、陳情12月第7号につきましては、採択したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、陳情12月第7号については、全員一致をもって採択することに決しました。

ここで、意見書の案文が提出されておりますので、事務局のほうから配付してください。

案文の内容はですね、陳情の要旨とほぼ同様であります。朗読はいかがするか、省略してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。異議なしということで、委員より御質問、御意見がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ありませんか。ないので、意見書を提出したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。意見書の条項、字句、数字その他、整理を要するもの等についてはですね、正副委員長に御一任を願いたい。が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、意見書については正副委員長に一任と決しました。地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書については、提出することにいたします。それでは、陳情の審査を終わります。

ほかに何かありますか。

閉会中の継続審査の申し出

○経済事業部長 どうもありがとうございました。経済事業部、建設事業部及び水道事業部、懸案事項が山積しています。閉会中の継続審査をお願い申し上げるものであります。お願いいたします。

○委員長 ただいま、閉会中の継続審査の申し出がありました。これについて、御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出いたします。以上で当委員会に付託されました議案、陳情

の審査は以上でございます。なお、当委員会の審査結果、報告及び委員長報告の案文については正副委員長に御一任を願いたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○副市長 熱心に御議論をいただきまして、提案を申しあげました各議案につきまして原案どおりお認めをいただきまして、大変ありがとうございました。

○委員長 事務局のほうから、何か連絡あります。

○副委員長 視察のほうですが、1時半、集まり次第っていうことで、1時半に南正面玄関のほうに御集合をお願いします。以上です。

○委員長 それじゃあ、そのようにお願いします。

○副委員長 それで、現地は寒いようですので、ちょっと上、着ていただいて、足のほうはそんなにぬかるんではないようですので、という情報です、長靴じゃなくてもいいと思います。以上です。

○委員長 以上をもちまして、12月定例会経済建設委員会を閉会といたします。御協力まことにありがとうございました。

午後 1時17分 閉会

平成26年12月12日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

経済建設委員会委員長 青木 博文 印